

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成27年12月11日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500263 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500126 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成13年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成14年6月1日から平成16年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要であり、<別表>のとおりとする。

平成13年7月及び平成14年6月から平成15年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年7月及び平成14年6月から平成15年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 11 月 10 日から平成 4 年 6 月 1 日まで

② 平成 10 年 5 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の保険料納付額が、実際の控除額よりも低く記録されている。

請求期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②のうち、平成13年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者が提出した給与支払明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額（46万2,500円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（47万円）より低い標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料（3万9,257円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成14年6月1日から平成16年1月1日までの期間については、請求者が提出した給与所得の源泉徴収票及びB銀行が提出した請求者に係る普通預金元帳か

ら推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料より高額の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②のうち、平成13年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成14年6月1日から平成16年1月1日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記のとおり推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、＜別表＞のとおり訂正することが必要である。

一方、請求期間①、並びに請求期間②のうち平成10年5月1日から平成13年7月1日までの期間及び平成13年8月1日から平成14年6月1日までの期間について、事業主は、当該期間に係る資料を保管していないと回答している上、請求者も、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成14年6月1日から平成16年1月1日までの期間について、請求者の報酬月額に係る届書を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから行ったとは認められない。

<別表>

被保険者月	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成 13 年 7 月	30 万円	41 万円
平成 14 年 6 月から同年 9 月まで	30 万円	41 万円
平成 14 年 10 月	30 万円	38 万円
平成 14 年 11 月から平成 15 年 2 月まで	30 万円	41 万円
平成 15 年 3 月	30 万円	36 万円
平成 15 年 4 月	30 万円	47 万円
平成 15 年 5 月	30 万円	50 万円
平成 15 年 6 月及び同年 7 月	30 万円	47 万円
平成 15 年 8 月	30 万円	50 万円
平成 15 年 9 月	30 万円	41 万円
平成 15 年 10 月	30 万円	50 万円
平成 15 年 11 月	30 万円	47 万円
平成 15 年 12 月	30 万円	50 万円

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500281 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500127 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成4年4月1日から平成6年3月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年4月から平成6年2月までの標準報酬月額については、8万円から53万円とする。

平成4年4月から平成6年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月1日から平成6年3月31日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額に比べて低く記録されている。

請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の平成6年4月21日付けで、遡って8万円に引き下げられている上、請求者のほか1名の標準報酬月額についても同様に引き下げられていることが確認できる。

また、当時の事業主は、当該遡及訂正処理が行われた平成6年当時、会社の経営は厳しく、社会保険料の滞納があった旨の回答をしている。

なお、A社に係る商業登記簿謄本により、請求者は、請求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、当時の事業主が、請求者は同社の給与計算や社会保険関係事務には関与していないかった旨の回答をしていることから、請求者が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必

要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500286 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500128 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 7 月 20 日は 17 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 19 万 6,000 円、平成 19 年 7 月 19 日は 17 万 3,000 円及び同年 12 月 20 日は 22 万 6,000 円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 20 日  
② 平成 18 年 12 月 20 日  
③ 平成 19 年 7 月 19 日  
④ 平成 19 年 12 月 20 日

A社から、請求期間①から④までにおいて賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、事業主から提出された給与台帳により、請求者は当該期間において賞与の支給を受け、その支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 17 万 4,000 円、請求期間②は 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

請求期間③及び④について、B銀行C支店が発行した請求者名義の預金口座に係る取引明細表及び事業主の回答から、請求者が、当該期間において、賞与の支給を受けていたことが認め

られる。

また、同僚の所持する賞与支払明細書により、当該同僚は、請求期間③及び④において賞与の支給を受け、その支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間③及び④において賞与の支給を受け、その支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③及び④の標準賞与額については、上記取引明細表の振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は17万3,000円、請求期間④は22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月20日、同年12月20日、平成19年7月19日及び同年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500267 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500125 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から昭和 36 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 10 月 15 日から昭和 36 年 5 月末日まで A 社に正社員として勤務し、調理場を担当していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 33 年 7 月 1 日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

請求期間もそれまでと変わらず継続して勤務していたので、被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A 社における厚生年金保険被保険者のうち、請求期間において、同社に数か月間勤務したとする同僚が、請求者と一緒に勤務した旨の陳述をしていることから、退職時期の特定はできないものの、請求者が、引き続き同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の資料は無いと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者と同日に資格取得している者及び請求期間に資格取得している者のうち、所在が判明した計 16 名（請求者が名前を記憶していた同僚のうち、所在が判明した 2 名を含む。）に照会したところ、12 名から回答を得たが、請求者の退職時期及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、A 社において、請求者と同様に調理場を担当していたとする元従業員は、「私は、3 年くらいは勤めていたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録は、入社時の 1 か月しかない。会社から年金についての説明はなかったと思う。」と陳述していることから、当時、同社においては、従業員の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は必ずしも一致してい

なかつたことがうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、口頭意見陳述においても、請求者が当該期間の保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500295 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500129 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 31 日

A 社から請求期間において賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、「賞与は現金支給だった。」と述べており、請求者の預金口座に係る振込履歴からも、請求期間の賞与の支給について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与支払明細書を所持していない上、A 社は、「賃金台帳を保管しておらず、請求期間に係る請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者の平成 21 年分給与所得の源泉徴収票からは、当該事業所における平成 21 年に係る支払金額及び社会保険料控除額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

加えて、A 社が加入している B 厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員適用記録照会」によると、請求期間の賞与標準給与額の記録は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。